

保発 0414 第 6 号  
平成 28 年 4 月 14 日

公益社団法人  
国民健康保険中央会 理事長 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

「国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱」  
及び「著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業実施要綱」の一部改  
正について

国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業については、「国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の実施について」（平成 18 年 9 月 20 日付け保発第 0920002 号厚生労働省保険局長通知）により「国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱」を定め、また、著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業については、「著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業の実施について」（平成 7 年 6 月 1 日付け保発第 55 号厚生省保険局長通知）により「著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業実施要綱」を定め、これらの事業の推進を図ってきたところである。

今般、国民健康保険の平成 30 年度からの新制度の施行に向けて、都道府県において実施する国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に資するよう、都道府県内各市町村（特別区を含む。）の高額医療費共同事業及び著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業の交付対象の医療費を都道府県に通知する必要があるため、「国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱」及び「著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業実施要綱」の一部をそれぞれ別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、その実施に遺漏なきを期されたい。